

# 北海道高等学校安全互助会加入・請求手続き

## 1 加入対象者

- 生徒は原則として日本スポーツ振興センターに加入している者  
なお、加入した生徒の保護者（PTA会員）は、手続きなく共済事業の加入者となります。
- 上記以外のPTA会員で、所属する単Pに保護する子女（生徒）が在籍していない者

※ 各学校（単P）においては、基本的に生徒全員加入することとします。ただし、やむを得ない事情により加入できない者は除きます。

各学校（単P）は、本会の趣旨、目的、事業内容等を保護者に説明し、加入者のとりまとめを行ってください。

## 2 加入手続き

各学校（単P）においては、生徒とPTA会員（教職員を含む）の加入者を一括で手続きをしてください。

(1) 加入を継続する学校（単P）及び新規に加入することを決定した学校（単P）は、「共済契約申込書」（第2号様式）を安全互助会事務局（以下「事務局」という。）へ提出してください。

この場合の共済期間は、第2学年以上の生徒は4月1日、新入生は校長が入学を認めた日からとします。

なお、この時点における加入生徒数、PTA会員等数は予定数で結構です。

提出期限 3月20日

4月1日以降に加入を正式に決定した場合は、速やかに事務局に連絡するとともに「一般財団法人北海道高等学校安全互助会契約申込書」（第2号様式）を提出した後、次の（2）以下の加入手続きを行って下さい。

この場合の共済期間は、「一般財団法人北海道高等学校安全互助会共済契約申込書」（第2号様式）を事務局が受理した日の翌日からとなります。

提出期限 5月末日 ※末日が土曜日、日曜日の場合はその前の金曜日

(2) 保護者の方は、「加入申込書」（第1号様式）を学校へ提出してください。

保護者は、生徒の加入をもって加入者となります。

※「加入申込書」は学校保管

（加入申込書は、3カ年用とするなど必要に応じて変更して使用することは差し支えありません。）

提出期限 学校指定日

(3) 学校（単P）は、「加入報告書」（第3号様式）により、確定加入者生徒数、PTA会員等数及び加入者名を事務局へ報告してください。

提出期限 5月末日 ※末日が土曜日、日曜日の場合はその前の金曜日

(4) 会費は、加入者全員分を安全互助会へ納入してください。振込手数料は学校（単P）負担でお願いします。

納入期限 5月末日 ※末日が土曜日、日曜日の場合はその前の金曜日

(5) 会費

全日制生徒	1,400円（中等教育学校後期課程、専攻科含む）
定時制生徒	700円
学校職員	200円（在籍生徒の保護者以外の職員）
P T A 役員	200円（在籍生徒の保護者以外の役員）

(6) 年度途中の異動

転編入、復学等により年度途中で新たに加入する場合、または退学等により在籍しなくなった場合は、その都度「加入者異動報告書」（第5号様式）を事務局へ提出してください。

ア 年度途中の加入者は、次表により会費を納入してください。

加入月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全日制	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円	800円	700円	600円	500円	400円
定時制	600円	500円	500円	400円	400円	400円	300円	300円	200円	200円

年度途中の会費は、4、5月は年間会費とし、その他は「純掛金÷12×加入月数+付加掛金+一般会費」で計算し、100円未満は切り捨てで算出した額とします。

イ 年度途中の退会者（退学、転出等、死亡者除く）は、次表により会費を返金します。

※転出等の月日は在籍末日とします。

退会月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
全日制	847円	770円	693円	616円	539円	462円	385円	308円	231円	154円
定時制	423円	385円	346円	308円	269円	231円	192円	154円	115円	77円
退会月	2月	3月								
全日制	77円	0円								
定時制	38円	0円								

返金する額は、会費のうち純掛金とし、その未経過期間に対し月割りをもって計算した上記の表の額から振込手数料を差し引いた額とします。

ウ 年度途中で全日制から定時制へ転籍した場合は、次表により会費を返金します。

転籍月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	423円	385円	346円	308円	269円	231円	192円	154円	115円	77円
転籍月	2月	3月								
	38円	0円								

返金する額は、会費のうち純掛金とし、その未経過期間に対し月割りをもって計算した上記の表の額から振込手数料を差し引いた額とします。

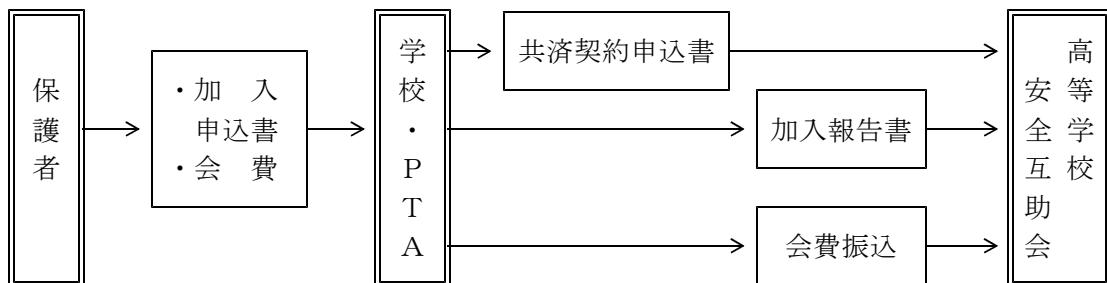
エ 年度途中で定時制から全日制へ転籍した場合は、転籍した月の全日制の途中加入会費から同月の定時制の途中退会の返金額を差し引いた金額を納入してください。

#### (7) 共済期間

4月1日から当該年度末までの1年間とします。ただし、新入学生は校長が入学を許可した日から、卒業生は校長が卒業を許可した日までとします。

また、(6)により年度途中で加入した者は、加入日（会費振込日）の翌日からとします。

#### (8) 加入手続き概要



#### (9) 関係書類提出先

〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目1番第二北海道通信ビル

一般財団法人北海道高等学校安全互助会

Tel (011) 252-0200

Fax (011) 252-0201

#### (10) 会費振込先

北海道銀行 道庁支店

(普通) No. 0708890

一般財団法人北海道高等学校安全互助会

理事長 海東剛哲（カイトウ ヨシノリ）

### 3 共済金等請求手続き（提出書類）

#### (1) 生徒

##### ア 死亡共済金

- a 「共済金請求書」第7号様式（学校は、写しを保管してください。）
  - b 「災害報告書」（スポーツ振興センターに提出した書類）の写し
  - c 「医療費支払通知書」又は「児童生徒別給付一覧」（スポーツ振興センターから送られてきた書類）の写し
- 注）第三者からの補償等により、結果的にスポーツ振興センターからの支払いが無かった場合も上記により提出してください。

##### イ 特別死亡共済金 ※PTA管理下の場合に限ります。

- a 「特別共済金請求書」第8号様式（学校は、写しを保管してください。）
- b 「特別災害報告書」第12号様式
- c 「死亡診断書」
- d その他共済金決定に必要なもの（年間行事予定、開催要項等）

##### ウ 障害共済金

- a 「共済金請求書」第7号様式（学校は、写しを保管してください。）
- b 「災害報告書」又は「児童生徒別給付一覧」（スポーツ振興センターに提出した書類）の写し

- c 「医療費支払通知書」（スポーツ振興センターから送られてきた書類）の写し  
注) 第三者からの補償等により、結果的にスポーツ振興センターからの支払いが無かった場合も上記により提出してください。
- エ 特別障害共済金 ※PTA管理下の場合に限ります。
- a 「特別共済金請求書」第8号様式（学校は、写しを保管してください。）
  - b 「特別災害報告書」第12号様式
  - c 「医師の診断書」
  - d その他共済金決定に必要なもの（年間行事予定、開催要項等）
- オ 歯科補綴共済金
- ※学校管理下・PTA管理下で歯科補綴2本以内の保険外診療に限ります。
- a 「歯科補綴共済金請求書」第9号様式（学校は、写しを保管してください。）
  - b 「歯科補綴災害報告書」第10号様式
  - c 「領収書」（保険外診療の記載のあるもの）
  - d PTA管理下の災害の場合は  
その他共済金決定に必要なもの（年間行事予定、開催要項等）
- カ 傷病共済金
- a 「共済金請求書」第7号様式（学校は、写しを保管してください。）
  - b 「災害報告書」（スポーツ振興センターに提出した書類）の写し  
（継続の場合は、「災害継続報告書」の写し。ただし、継続であっても、当該災害での本会への請求が初めての場合は、「災害報告書」の写し）
  - c 「医療費支払通知書」又は「児童生徒別給付一覧」（スポーツ振興センターから送られてきた書類）の写し
- キ 特別傷病共済金 ※PTA管理下の場合に限ります。
- a 「特別共済金請求書」第8号様式（学校は、写しを保管してください。）
  - b 「特別災害報告書」第12号様式
  - c 「領収書」、「診療明細書」、「調剤明細書」診療・調剤内容の記載のあるもの
  - d その他共済金決定に必要なもの（年間行事予定、開催要項等）
- ク 香料 ※本会共済事業の給付の対象とならない場合に限ります。
- a 「香料支払請求書」第11号様式
  - b 「死亡診断書」

## (2) PTA会員等

- ア PTA死亡共済金
- a 「PTA共済金請求書」第14号様式
  - b 「PTA災害報告書」第13号様式
  - c 「死亡診断書」
  - d その他共済金決定に必要なもの（年間行事予定、開催要項等）
- イ PTA障害共済金
- a 「PTA共済金請求書」第14号様式
  - b 「PTA災害報告書」第13号様式
  - c 「医師の診断書」
  - d その他共済金決定に必要なもの（年間行事予定、開催要項等）

- ウ P T A傷病（入院）共済金 ※入院7日以上の場合に限ります。
- 「P T A共済金請求書」第14号様式
  - 「P T A災害報告書」第13号様式
  - 「領収書」等入院日数の記載のあるもの
  - その他共済金決定に必要なもの（年間行事予定、開催要項等）

- エ P T A傷病（通院）共済金 ※通院3日以上の場合に限ります。

- 「P T A共済金請求書」第14号様式
- 「P T A災害報告書」第13号様式
- 「領収書」等通院日の記載のあるもの
- その他共済金決定に必要なもの（年間行事予定、開催要項等）

#### 4 請求の手続き

- (1) 安全互助会は、共済金等の請求を受けたときは、本会規程に基づき共済金等の額を決定し、決定された共済金を請求書に記載された保護者等が指定した口座に振り込みます。  
「共済金等給付通知書」（第15号様式）は、学校及び保護者等に送付します。

#### (2) 共済金等給付までの概要

